

<地域と学校の連携・協働に関する研修>

学校・地域コーディネーター 研修・交流会①

教育委員会事務局 学校支援・地域連携課

令和8年5月29日（金）

元となる根拠

○学習指導要領

- ・ 社会に開かれた教育課程の実現

○横浜教育ビジョン 2030

○横浜市教育振興基本計画

【計画期間】※今年度より5期計画が開始

4年間:2026(令和8)年度～2029(令和11)年度

社会に開かれた教育課程の実現に向けて

- (1) 社会や世界の状況を幅広く視野に入れ、よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創るという目標を持ち、教育課程を介してその目標を社会と共有していくこと。
- (2) これからの社会を創り出していく子供たちが、社会や世界に向き合い関わり合い、自らの人生を切り拓いていくために求められる資質・能力とは何かを、教育課程において明確化し育んでいくこと。
- (3) 教育課程の実施に当たって、地域の人的・物的資源を活用したり、放課後や土曜日等を活用した社会教育との連携を図ったりし、学校教育を学校内に閉じずに、その目指すところを社会と共有・連携しながら実現させること。

横浜教育ビジョン2030

【横浜の教育が目指す人づくり】

「自ら学び 社会とつながり ともに未来を創る人」

【横浜の教育が育む力】

知

生きて
はたらく知

徳

豊かな心

体

健やかな体

公

公共心と
社会参画

開

未来を
開く志

【横浜の教育の方向性】

- ①子どもの可能性を広げます
- ②魅力ある学校をつくります
- ③豊かな教育環境を整えます
- ④社会全体で子どもを育みます

第5期 横浜市教育振興基本計画

計画期間：令和8年度～令和11年度

【柱4 社会全体で子どもを支える教育の推進】

施策1 子どもの伴走者となる人たちとのつながり

◆施策の目標・方向性

子どもの学びや体験を充実させ、地域の担い手としての意識を高めるため、学校と社会がつながることで、子ども一人ひとりを守り、地域全体で支えます。

【子どもの伴走者となる地域等とのつながり】

学校が生きて働く知を育む場であるためには、学校運営協議会や地域学校協働本部などの活動を通じて学校と地域が連携し、学びや体験を充実させ、子どもを支えていく必要があります。子どもとつながるたくさんの伴走者が、今後の学校と地域、社会との関係についても理解していくことが大切です

第5期 横浜市教育振興基本計画

計画期間：令和8年度～令和11年度

第5期横浜市教育振興基本計画 (全体版及び概要版等)



第5期
横浜市教育振興基本計画
2026-2029

横浜市教育委員会

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kosodate-kyoiku/kyoiku/plankoho/plan/kyoikuplan/5th-kyoikuplan.html>



動画「よこはまの学びの計画～みんなが主役～

いま、子どもたちが
だいじ おも 大事だと思っていることを聞きました。



<https://youtu.be/1nyN82joD1s>



教育活動には次のことを関連付けることが必要

各学校で定めている
中期学校経営方針

- ・ 学校教育目標
- ・ 子どもたちの資質・能力を教育課程で育成する
- ・ 小中学校9年間、特別支援学校では12年間で子どもたちを育む
- ・ 高等学校は中期学校経営方針における1 3の取組分野



※地域と学校の連携・協働は単なるボランティアの活動や地域行事への参加ではなく、中期学校経営方針や教育課程と関連した活動。

学校はものすごい速いスピードで変化している

横浜市における学校施策の動向（令和3年以降）

【基本方針】

- 横浜教育ビジョン2030／第4期教育振興基本計画（～R7）
- 「一人ひとりを大切に」「誰一人取り残さない学び」

【① 学びの転換（ICT・教育課程）】

- GIGAスクール本格化：1人1台端末の日常活用、
オンライン学習の常態化
- 40分授業・柔軟な日課表：集中度向上＋教職員の余白創出
- 個別最適×協働的な学びの推進

学校はものすごい速いスピードで変化している

【② 学びの保障（不登校・多様性への対応）】

- 校内ハートフル／別室支援の全校展開
- オンライン学習
（横浜どこでもスタディ、アットホームスタディ）
- 教育支援センター・アウトリーチ・保護者支援の拡充

【③ 学校組織の転換】

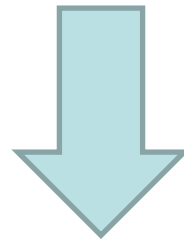
- チーム学年経営・教科分担制（複数教員で子どもを見る）
- SC・SSW等専門職を活用したチーム学校の推進

【④ 教職員の働き方改革】

- 業務アシスタント・部活動指導員・ICT支援員の配置拡充
- 留守電・閉庁日・行事精選などによる業務削減と質向上の両立

地域と学校の連携・協働は、なぜ必要？

- ・子どもたちを取り巻く環境や学校が抱える課題は、複雑化多様化している。
- ・子どもや学校の抱える課題の解決、未来を担う子どもたちの豊かな成長のためには、社会総がかりでの教育の実現が不可欠である。



いじめ、不登校
児童虐待、貧困問題
SNSトラブル

コロナ禍
GIGAスクール構想
働き方改革
ヤングケアラー

学校課題に伴う教職員の勤務負担

地域社会のつながりや
支え合いの希薄化

地域と学校で、困難や課題を共有し
共に乗り越えていくことが重要。

学校教育目標や学校のビジョンを共有して 一体となって子どもを育むことが大切

学校運営協議会は、地域・保護者の皆さんと学校が目標を共有し、一定の権限と責任を持って学校運営に参画する仕組みです。この仕組みを持つ学校を「**コミュニティ・スクール**」と言います。

地域学校協働本部は、既存の地域と学校の連携体制をもとにして、**地域学校協働活動推進員(学校・地域コーディネーター)**が中心となって緩やかなネットワークを形成し、より多くの幅広い地域の皆さんや団体等の参画によって地域学校協働活動を推進する体制です。



地域と学校で、同じ方向性で
子どもたちの豊かな成長を支えていく

学校運営協議会と地域学校協働活動

学校運営協議会

- ・学校運営の基本方針の承認（必須）
- ・学校運営に関する意見（任意）
- ・教職員の任用に関する意見（任意）

学校運営について
協議

協議に基づいて
アクション



地域とともにある
学校運営

地域

学校・地域CO

学校

学校運営

カリキュラム

児童・生徒指導

学校評価

学校の自己評価

学校関係者評価

地域学校協働活動

- ・キャリア教育
- ・郷土学習
- ・交通安全
- ・環境整備
- ・学習支援

(NPO法人まちと学校の未来)

それぞれの組織の違い・役割の整理

● 横浜市独自の事業

☆ 全国で展開されている仕組み

● 学校家庭地域連携事業（学家地連）

中学校区単位で、児童生徒の健全育成を目的にしている。

● まちとともに歩む学校づくり懇話会（まち懇）

ひらかれた学校づくりをすすめるため地域と学校が意見交換を行う場

☆ コミュニティ・スクール

（学校運営協議会の設置されている学校）

保護者地域が一定の法的な権限を持って学校運営に参画する。

※横浜市では地域の身近な施設としてコミュニティハウスがあるが、一部コミュニティスクールという名称になっており、混同することがある。

学校・地域コーディネーターの役割

学校で求める教育支援活動のねらいと、
地域の方々の得意なことを結びつける

学校を支援するボランティアをまとめる

地域と学校をつなぎ、架け橋となり
「地域学校協働活動」を推進する

現在 横浜市立学校 470校に設置

学校・地域コーディネーターの役割

「学校・地域コーディネーター」とは

学校の要望

- ・ キャリア教育をしたい
- ・ 見守りボランティアを探したい

学校・地域コーディネーター

- ・ つなぐ人、地域と学校の架け橋
- ・ 学校の要望と、地域の資源を結ぶ
- ・ ボランティアをまとめる

地域の資源
ボランティア人材

地域学校協働本部

「地域学校協働本部」とは

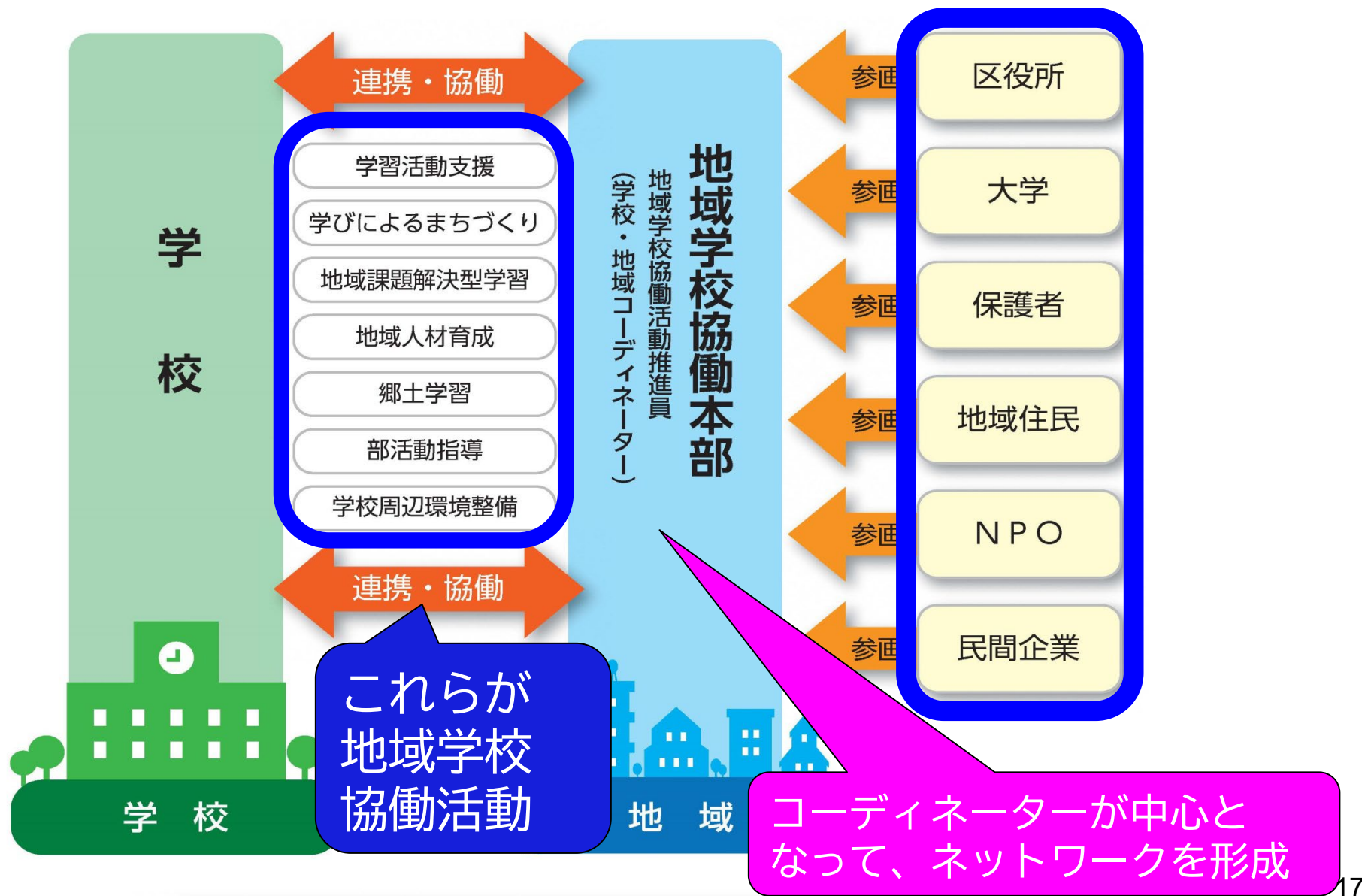
既存の地域 と学校の連携体制をもとに、地域学校協働活動推進員（**学校・地域 コーディネーター**）が中心となって地域、関係の団体などと緩やかなネットワークで形成された体制です。

1 コーディネート機能

2 多様な活動（より多くの地域住民の参画）

3 継続的な活動（継続・安定）

地域学校協働本部



活動における注意点

活動における注意点

重要!!

- ・ 授業ボランティアは学習のねらいに沿って活動します。
- ・ 学校教育は、教育課程に基づいて行われています。
- ・ 行事日程や時間割があるので、早めに調整します。
- ・ 事前に必ず学校に確認をしてから、活動を始めます。
- ・ 個人情報の扱いへの配慮など、守るべきことがある。



学校のニーズ

アンテナ



地域の思い

活動における注意点

- ・ 活動中及び活動前後において、児童・生徒と個人的に接触したり、電話番号やメールアドレス等を交換したり、SNS等を利用して繋がったりすることはできません。
- ・ 許可なく録音や撮影をしません。また、WebやSNS等へ受入校に関する情報及び個人情報を発信しません。

重要!!

持続可能な活動への発展

- 学校のニーズにあった活動
- 教育課程と関連した活動

- × やらなければならない活動
- × やりたい活動

目標やビジョンを、地域と学校で共有し、
すでに行われている活動を活かしながら、
「できる範囲で」「できる人が」「できるこ
とを」「持続的」に行うことが大切。

学校・地域コーディネーターの役割

地域学校協働活動推進員に期待される役割とは

- ① 地域や学校の実態に応じた地域学校協働活動の企画・立案
- ② 学校や地域住民、団体、機関等との連絡調整
- ③ 地域ボランティアの募集・確保
- ④ 地域学校協働本部の事務処理・経費処理
- ⑤ 地域住民への情報提供・助言

地域学校協働活動の例

学習支援

- ・ 学習補助
- ・ 学校行事補助
- ・ 放課後学び場

部活動指導

- ・ 部活動の支援
- ・ 外部指導者派遣

安全防災活動

- ・ 防災マップ作り
- ・ 地域合同防災訓練

キャリア教育

- ・ 職業講話、体験
- ・ 福祉体験、妊婦体験
- ・ 面接練習
- ・ LP学習等

環境整備

- ・ 花壇の整備
- ・ 図書室の整備
- ・ 見守り活動

○保護者や地域住民等の参画による
幅広い教育活動・学校協力活動

○各学校・各地域にて実施
※各校によって内容は違います。

地域学校協働活動の例

教科活動

- ・ 学校の教育課程内で行う授業補助
- ・ 体験学習、活動 ・ 本の読み聞かせ

特別活動や総合的な学習の時間

- ・ 職業体験 ・ 職業講話 ・ 郷土学習
- ・ 放課後等学習支援 ・ 環境整備
- ・ 学年における体験活動 ・ 地域行事への参画
- ・ 国際交流 ・ パラスポーツでの交流

環境整備・登校見守り活動・安全防災活動

コミュニティ・スクールとは

学校運営協議会を設置した学校をコミュニティスクール

○学校と保護者や地域の方々が力を合わせて学校の運営に取り組むことができる仕組み

・「学校運営協議会」とは・・・

学校の運営や必要な支援に関して協議する機関のこと
(地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5)



法律に基づき、学校運営協議会の役割や権限が明確化されているため、保護者や地域住民等が学校だけに任せることなく、学校運営の当事者として、自立した学校と対等な立場で、継続して学校運営に関わることができる

学校運営協議会とは？

- 学校と保護者や地域の方々が力を合わせて子どもを育て、学校の運営に当事者意識を持って参画することで、様々な取組が活性化取り組むことができる仕組み
- 学校運営と必要な支援について学校と地域が目標や課題を共有し協議する合議制の機関
(地方教育行政の組織及び運営に関する法律)
- 学校と目標やビジョンを共有した応援団
- 協議や承認を通して、学校運営の強化を図り
校長の学校経営のビジョンを実現するためのツール

令和8年4月1日現在

現在 横浜市立学校 501校に設置

学校運営協議会の主な機能、権限 (地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5)

○校長が作成する学校運営の基本方針の承認

→目標やビジョンを共有。ともに子どもを育てる。

○学校運営について校長または教育委員会に意見を述べることができる

→個人の意見ではなく、合議体の意見

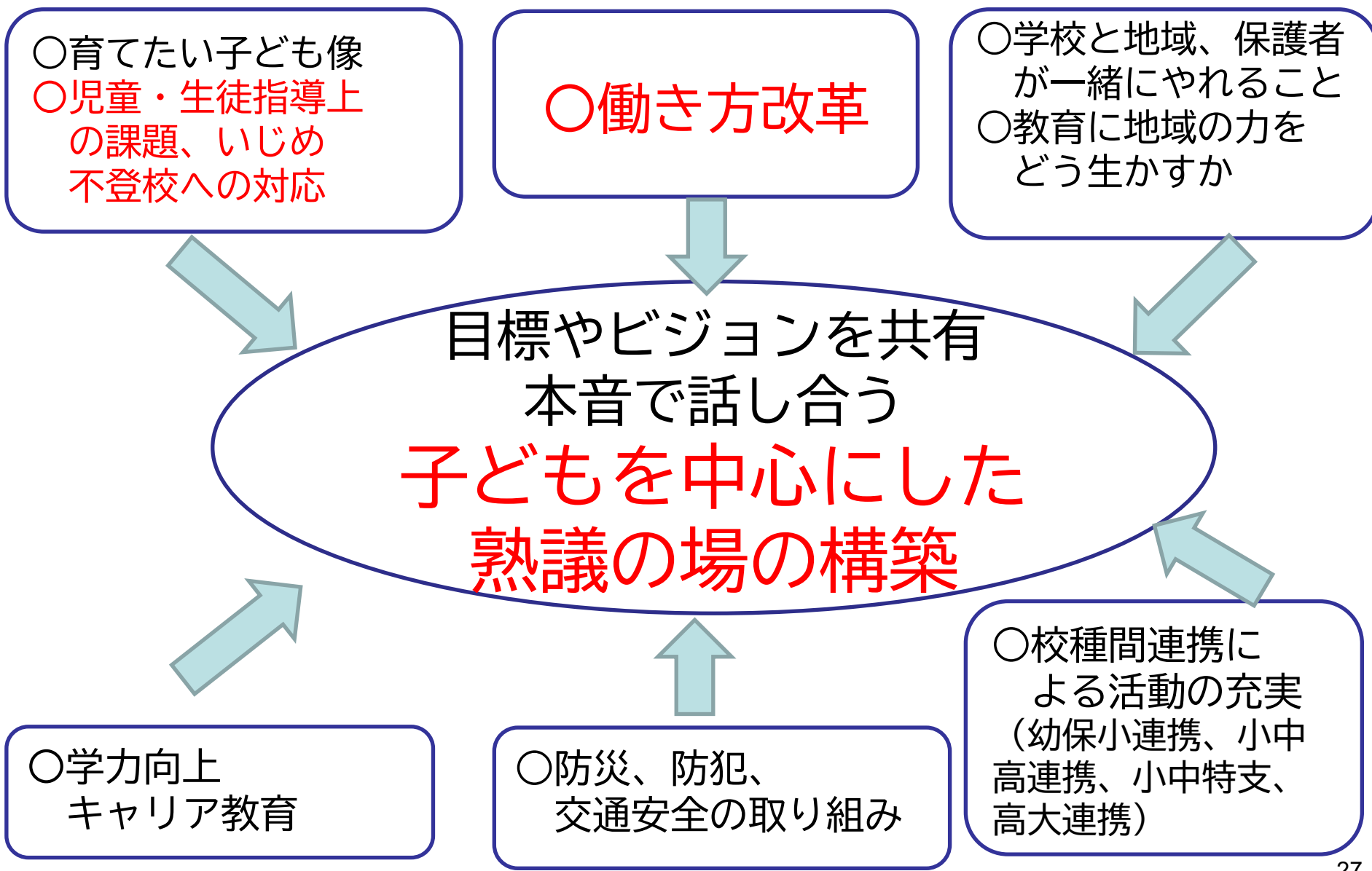
○教職員の任用に関して、教育委員会規則に定める事項について教育委員会に意見を述べるができる

→学校の基本方針を踏まえて、実現しようとする教育目標に適った意見

意見書の提出

保護者や地域住民の意見を反映
→学校運営の改善・強化を図る仕組み

学校と地域が課題を認識し、共通の目標やビジョンを持つ



学校における働き方改革の実効性の向上のために

○令和5年9月8日

文部科学省初等中等教育局長、文部科学省総合教育政策局長
「教師を取り巻く環境整備について緊急的に取り組むべき施策（提言）」（令和5年8月 日中央教育審議会初等中等教育分科会質の高い教師の確保特別部会）を踏まえた取組の徹底等について（通知）より

2. 学校における働き方改革の実効性の向上等

（1）地域、保護者、首長部局等との連携協働

- ① 保護者や地域住民等の理解・協力を得ながら取組を進めていくため、学校は、業務の適正化に向けて、学校における働き方改革について学校運営協議会等の場で積極的に議題として取り扱うこと。

(参考) 「学校・教師が担う業務に係る3分類」

学校以外が担うべき業務

- ① 登下校時の通学路における日常的な見守り活動等
- ② 放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応
- ③ 学校徴収金の徴収・管理（公会計化等）
- ④ 地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等
- ⑤ 保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応

※ 勤務時間前などに学校施設で預かり活動を行う必要がある場合は、学校以外の管理体制を構築

教師以外が積極的に参画すべき業務

- ⑥ 調査・統計等への回答（学校への依頼を減らし、デジタル技術を活用しつつ、事務職員を中心に実施）
- ⑦ 学校の広報資料・ウェブサイトの作成・管理（学校が行う場合は事務職員等が積極的に参画）
- ⑧ ICT機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理（教育委員会と連携を図りながら、事務職員等を中心に実施しつつ、地域の実情に応じて外部委託も積極的に検討）
- ⑨ 学校プールや体育館等の施設・設備の管理（教師は授業等に付随して行う日常点検を担い、外部委託等も積極的に検討）
- ⑩ 校舎の開錠・施錠（副校長・教頭に固定せず、機械警備、役割分担の見直し等を促進）
- ⑪ 児童生徒の休み時間における安全への配慮（地域住民等の支援や、輪番等を促進）
- ⑫ 校内清掃（児童生徒への清掃指導は、地域住民等の支援を得て、回数・範囲の合理化等を促進）
- ⑬ 部活動（部活動の地域展開・地域連携を推進）

※ 専門スタッフとの協働、デジタル技術の活用や外部委託の促進については、地方公共団体の関係機関が積極的に参画。

教師の業務だが負担軽減を促進すべき業務

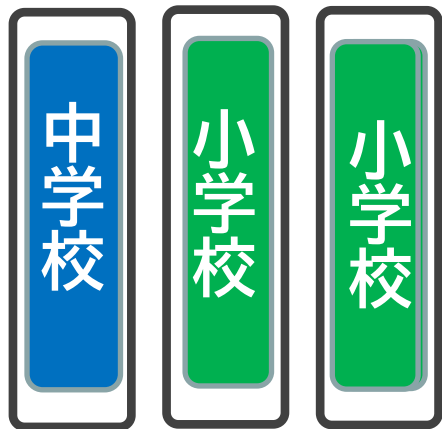
- ⑭ 給食の時間における対応（食に関する指導については、栄養教諭等が対応）
- ⑮ 授業準備（教材の印刷など補助的業務を教員業務支援員等の支援スタッフを中心に実施、デジタル技術の活用を促進）
- ⑯ 学習評価や成績処理（採点作業等のうち補助的業務を教員業務支援員等の支援スタッフを中心に実施、自動採点等のデジタル技術の活用を促進）
- ⑰ 学校行事の準備・運営（関係機関との日程調整や物品の準備等について、事務職員や支援スタッフとの協働を促進しつつ、必要に応じて外部委託等も検討）
- ⑱ 進路指導の準備（就職先に関する情報収集等について、事務職員や支援スタッフとの協働を促進）
- ⑲ 支援が必要な児童生徒・家庭への対応（専門スタッフとの協働等を促進）

学校運営協議会は複数校での設置も可能

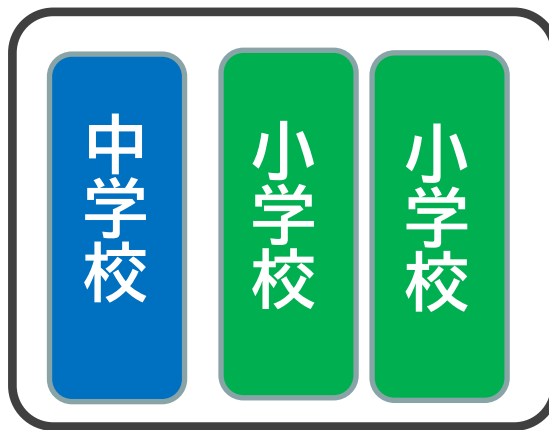
学校運営協議会の様々な形態

501校 に 382 協議会設置
単独設置は 315協議会
合同での設置は 67 協議会

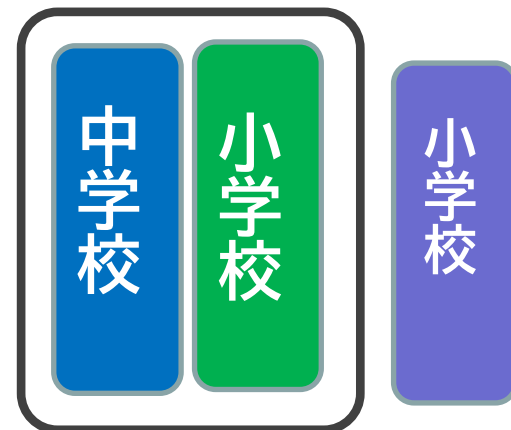
令和8年4月1日現在



単独の設置



ブロックの学校による合同設置



ブロックの一部の学校による合同設置

学校運営協議会 委員の役割

委員は当事者意識をもった理解者。
一緒に学校運営に参画する。

- ① 学校教育目標を理解
- ② 地域と学校をつなぐ
- ③ 教育課程を理解
- ④ “子どもを育てる” 視点

合議体の機関

個人情報・守秘義務の扱い

これからの学校運営協議会

- 学校の変化に対応し、ともに責任を持ち、それぞれの立場で動くこと。
- 学校、地域、家庭がそれぞれができることを考える
- 学校の取組を理解し、地域として支えるパートナー

これからの学校運営協議会

- 子どもを「学校だけでなく、地域全体で育てる視点」が重要に
- 地域の力（人・場・経験）が子どもの安心感と学びの広がりにつながる
- 「学校運営協議会は、“学校と地域が一緒に子どもを支える協議”の場です。」

改めて活動につなげるために大切なこと

- ①今年度の学校の方針を把握する
- ②コミュニケーション、信頼関係の構築
- ③CO間の方向性の確認、役割分担
- ④時期、タイミング、伝え方が重要
- ⑤キーマンになる人との関わり
- ⑥定期的な打ち合わせ、活動の振り返り